

# 区域計画に記載する特定事業等の概要

---

# 設備投資促進税制（法人税）

（国家戦略特別区域法第27条の2）

国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において、以下の対象事業及び分野に該当する特定事業を行うために、機械等を取得した場合に次のような特別償却又は税額控除ができる措置。

- （１）対象事業：国家戦略特別区域法に定められている次の事業のうち、いずれかに該当する場合に限る。  
①規制の特例措置の適用を受けるもの  
②利子補給金の支給を受ける指定金融機関からその利子補給契約に係る貸付を受けるもの
- （２）対象分野：「医療」、「国際」（施行規則第1条第1号（イ（7）及び（8）並びにロ（1）、（3）及び（4）を除く。）又は第2号）

## 特別償却又は法人税額の特別控除

|          |                         |
|----------|-------------------------|
| 対 象 設 備  | 機械・装置（取得価額が2千万円以上）      |
|          | 開発研究用器具・備品（取得価額が1千万円以上） |
|          | 建物・附属設備・構築物（取得価額が1億円以上） |
| 特別償却率    | 取得価額の45％（建物等は、取得価額の23％） |
| 税額控除率（注） | 取得価額の14％（建物等は、取得価額の7％）  |

（注） 税額控除については、当期法人税額の20％までを限度とする。

## 特例を受けるための要件

- 認定区域計画に定められている特定事業を実施する法人であること。（法第27条の2）
- 特定事業の実施について、適切かつ確実な計画（事業実施計画）を有すると認められること。（施行規則第3条）
- 事業実施計画が基本方針及び区域方針に適合するものであること。（施行規則第3条）
- 令和8年3月31日までに設備等を取得等（※）して特定事業の用に供すること。（租特法第42条の10）

※：中古のものを取得等した場合は対象にならない  
取得等したものを貸付けの用に供した場合は対象にならない（インターナショナルスクールのみ貸付可能）

# 国際医療拠点での二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

(平成27年1月29日 厚生労働省通知 医政発0129第8号

令和5年3月24日厚生労働省通知 医政発0324第7号)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

二国間協定に基づく外国医師の受入れは、協定上の診療対象、医師人数、医療機関を拡大しようとした場合、双務主義の制限あり

※締結国（R5.3月時点）  
イギリス・アメリカ・フランス・シンガポール・ドイツ

### 特例措置

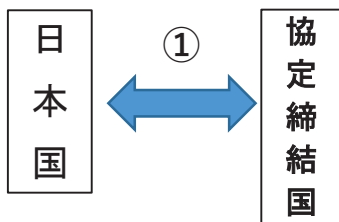
双務主義にとらわれず、特区自治体の提案をもって、診療対象等の拡大が可能

### 効果

増加する外国人の医療ニーズに対応でき、国際医療拠点の体制構築に寄与

## 規制改革の概要

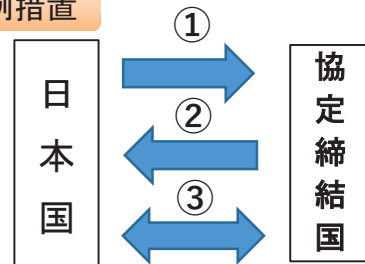
通常



①相互に人数枠や医療機関等を調整の上、協定変更の文書の取り交わし

双務主義の制限あり

特例措置



①特区自治体からの人数枠の拡大等の提案について、異議の有無の確認

②異議なしの回答

③協定変更の文書の取り交わし

双務主義の制限なし

(協定で決められた対象者)

外国医師が  
診療可能な  
対象者



(追加)

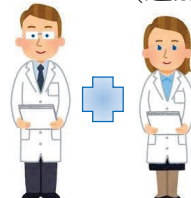


外国人なら  
誰でも  
OK!

外国人一般へ診療対象の拡大

(追加)

外国  
医師



人数枠の拡大

外国医師が  
診療可能な  
医療機関



(追加指定)



医療機関の追加指定

# 《プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和》

「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」

金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

## 規制改革の内容

### 特例措置前

プロ向けファンドの販売・運用を届出のみで可能とする特例の対象となる投資家について、ベンチャー・ファンドはその範囲が拡大されている一方、当該拡大の対象となる投資家の出資額は出資総額の**1/2未満**に制限されている。

### 特例措置

区域内に主たる営業所又は事務所を有する事業者が区域内で行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等において、

- ①M&A・IPO等の実務経験のある者
  - ②認定経営革新等支援機関
  - ③これらの資産管理会社等
- について、**出資総額の1/2未満の制限を適用除外**

### 効果

- ・ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野拡大
  - ・「個人」がスタートアップを支援する機運を醸成
- ⇒スタートアップへの**投資機会**、**成長資金**の供給の拡大

## 規制改革の概要

### 通常

出資制限のない投資家  
(証券会社等)



出資額の制限なし

①M&A・IPO等の実務経験のある者、②認定経営革新等支援機関、③これらの資産管理会社等



出資総額の**1/2未満**に制限

プロ向けのベンチャー・ファンド

### 特例措置

出資制限のない投資家  
(証券会社等)



出資額の制限なし

①M&A・IPO等の実務経験のある者、②認定経営革新等支援機関、③これらの資産管理会社等



投資家の裾野拡大（投資機会の拡充）

出資額の制限なし

プロ向けのベンチャー・ファンド

成長資金の供給の拡充

# 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

(創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例、人材流動化支援施設の設置)

(国家戦略特別区域法第19条の2、第36条の3)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

- ・スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保
- ・退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算

### 特例措置

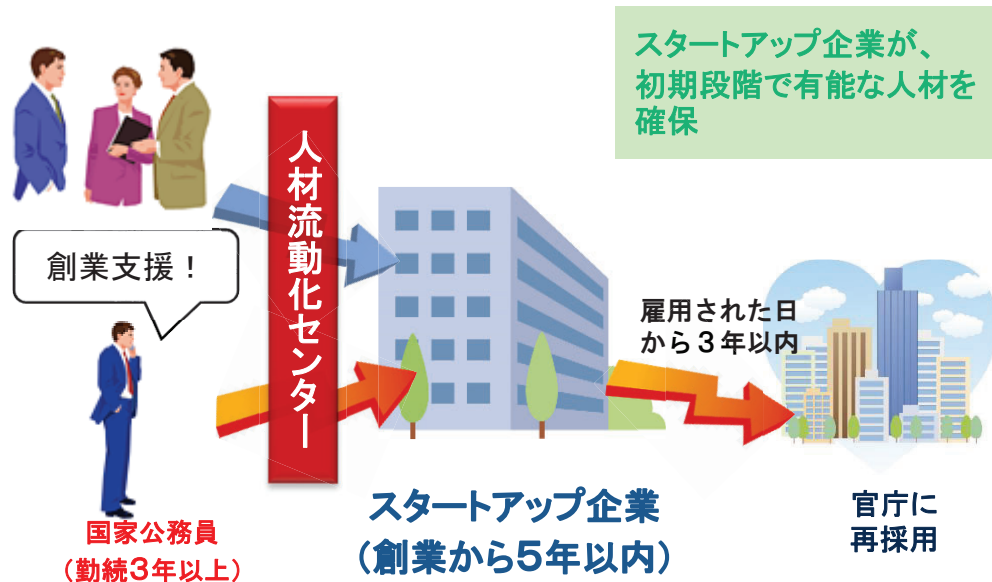
- ・スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合(3年以内)、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- ・スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

### 効果

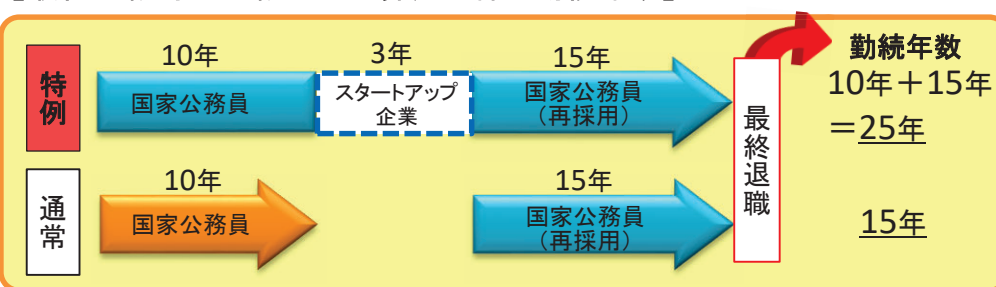
創業者の人材確保を支援

## 規制改革の概要

### 創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



### 【最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数】



# 外国人エンジニアの受入れ・就労促進

「国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業実施要綱」

令和5年10月6日 内閣府・出入国在留管理庁決定（令和6年9月27日改定）

## 国家戦略特別区域外国人エンジニア就労促進事業（エンジニアビザ）の概要

外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が予見できず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。

### 特例措置

自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、在留資格「技術・人文知識・国際業務」で入国する外国人について、認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。

### 〈在留資格認定証明書交付申請審査期間〉

従前

入管庁



措置

自治体による  
確認・支援

入管庁



標準処理期間  
(1～3か月)

標準処理期間以上に  
時間がかかるケースも発生

短縮

在留資格「技術・人文知識・国際業務」  
の審査の迅速化・期間の明確化

※自治体の確認・支援内容等によって  
審査期間を決定

## 改正の内容

人手不足が深刻となっている半導体関連産業分野の外国人の受入れを円滑に行うため、**エンジニアビザの対象業種に半導体関連産業を追加**

### 従来の対象分野

#### 【IT関連産業】

- 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 情報通信機械器具製造業 等



### 追加する産業分野

#### 【半導体関連産業】

- 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
- 電子応用装置製造業
- 機械設計業
- 労働者派遣業（通訳業務従事者） 等